

第3次

養老町地球温暖化対策実行計画

令和3年3月

養 老 町

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景.....	1
(1)地球温暖化問題	
(2)地球温暖化対策の動向	
(3)パリ協定と地球温暖化対策計画	
(4)岐阜県、養老町の取組	
2 計画の目的と位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

1 エネルギー起源の二酸化炭素排出量の推移.....	4
2 エネルギー源別の二酸化炭素排出量.....	4
3 部門別二酸化炭素排出量.....	6
4 部門別・エネルギー源別二酸化炭素排出量.....	8

## 第3章 計画の目標

1 基本的な考え方.....	18
2 計画の対象範囲.....	19
(1)対象施設	
(2)対象とする温室効果ガス	
3 計画の目標.....	21
(1)温室効果ガス排出量の削減目標	
(2)目標設定の考え方	

## 第4章 目標達成に向けた具体的な取組

1 日常業務に関する取組.....	22
2 省資源に関する取組.....	23
3 設備機器の運用改善に関する取組.....	24
4 庁舎・施設の設備・機器の導入、更新に関する取組.....	24
5 職員の意識向上.....	25

## 第5章 計画の推進

1 行財政改革推進本部部会の活用.....	26
2 実績のとりまとめと公表.....	26
3 計画の進行管理.....	26
4 計画の見直し.....	27

## 1 計画策定の背景

### (1) 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

近年の国際的な動きとしては、平成 27 (2015) 年 12 月に、フランス・パリで国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) が開催され、令和 2 (2020) 年以降の気候変動問題に関する実効的な枠組みが定められた「パリ協定」が採択されました。パリ協定には 190 か国以上が参加しており、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、COP21 でパリ協定が採択されたことを受け、平成 28 (2016) 年に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。中期目標として、温室効果ガス排出量を令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 26%削減 (平成 17 (2005) 年度比 25.4%削減) する目標が掲げられています。26%の削減目標達成には、民生部門 (家庭・業務その他) では約 40% の大幅な削減が必要とされています。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実施することができます。東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まってきています。

### (2) 岐阜県、養老町の取組

岐阜県においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号、以下「法」という。)の施行を踏まえ、平成 12 年度に、従来から実施してきた「新ラブ・アースぎふ運動」に二酸化炭素排出量の削減目標を加えた「岐阜県地球温暖化対策実行計画 (新ラブ・アースぎふ運動 21)」が策定され、平成 15 年度には「岐阜県地球温暖化対策実行計画 (第 2 次)」、平成 20 年度には「岐阜県地球温暖化防止計画 (第 3 次)」として更新し、その取組みが進められてきました。

平成 21 年 3 月には、地球温暖化の防止について、県、事業者、県民及び観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出抑制等を促進するため「岐阜県地球温暖化防止基本条例」が制定されました。

平成 23 年 6 月には、条例に基づく「地球温暖化防止計画」及び平成 20 年の法改正により必要となった都道府県等の区域に関し温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する計画として「岐阜県地球温暖化防止実行計画 (区域施策編)」が策定され、同年 8 月には、「岐阜県地球温暖化防止計画 (第 3 次)」の終了に伴い、第 4 次計画として県が行う物品

の購入、建築物の維持管理、その他の事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の削減を推進するため「岐阜県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」が策定されました。なお、平成 27 年度及び平成 29 年度において、計画の見直しが行われています。

養老町では、平成 22 年 3 月に町の事務・事業にともなう二酸化炭素の排出量を、基準年度(平成 17 年度)に対して 5%削減する目標を定めた「養老町地球温暖化対策実行計画」を策定し、その実現に向けて、電気・ガソリン等の使用量の削減、施設整備の改善等に取り組んできました。また、計画期間終了に伴い、平成 28 年 3 月には「第 2 次養老町地球温暖化対策実行計画」を策定し、エネルギーの使用の合理化、行政経費の節減・効率化等の観点も踏まえて取り組んできました。

## 2 計画の目的と位置づけ

この計画は、法第20条の3に基づき、都道府県及び市町村が定める「地方公共団体実行計画」であり、地球温暖化対策計画に即して、養老町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を定めるものです。

### ◆地方公共団体実行計画において定める事項

- ① 計画期間
- ② 地方公共団体実行計画の目標
- ③ 実施しようとする措置の内容
- ④ その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

基準年度は平成17年度とし、目標年度は令和7年度とします。

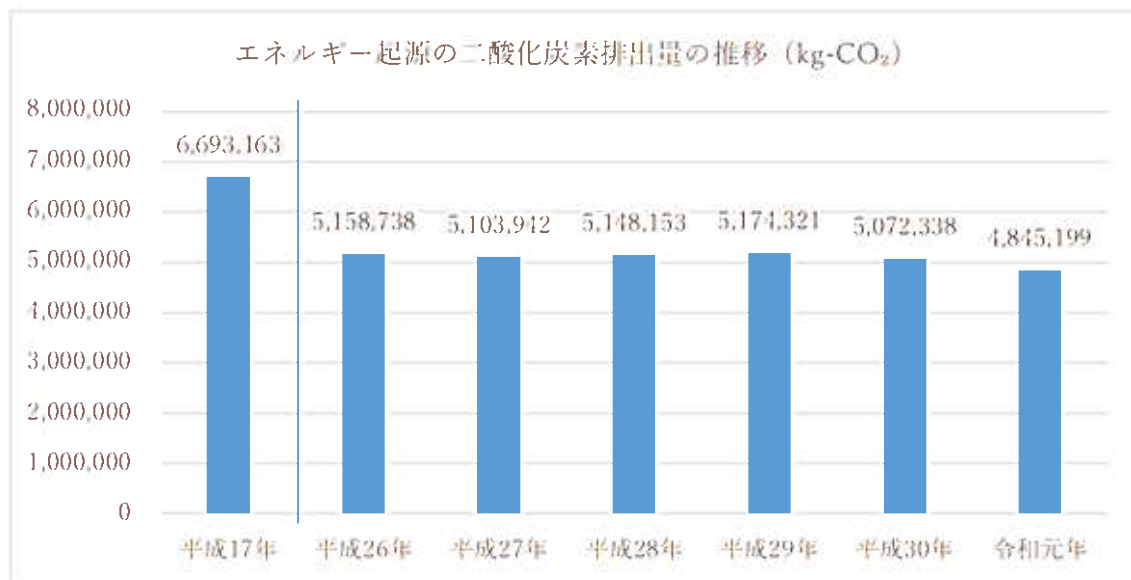
区分	平成17年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
第3次計画		計画期間					目標年度					
	基準年度					6年度以降を器に見直し						
第4次計画							計画期間					目標年度

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

### 1 エネルギー起源の二酸化炭素排出量の推移

図表2-1は、第2次計画を策定した平成26年度以降のエネルギー起源の二酸化炭素排出量の推移をみたものです。令和元年度は4,845,199kg-CO<sub>2</sub>となっており、平成26年度からは313,539kg-CO<sub>2</sub>(6.1%)減少し、基準年度である平成17年度からは1,847,964kg-CO<sub>2</sub>(27.6%)減少しています。

図表2-1



### 2 エネルギー源別の排出量

エネルギー源別に排出量をみると、令和元年度は電気が4,222,837kg-CO<sub>2</sub>と最も多く、全体の87.2%を占めています。次いで、△重油の6.8%となっています(図表2-2)。

エネルギー源別に排出量の増減割合をみると、平成17年度と令和元年度の比較では、灯油が▲63.4%と最も大きな減少となっており、最も減少幅の少ない軽油でも▲16.5%となっています。平成26年度と令和元年度の比較では、灯油が▲48.6%と最も大きな減少となっており、プロパンガスのみがわずかに(0.9%)増加しています(図表2-3)。

図表 2 - 2 エネルギー源別の二酸化炭素排出量の推移

区 分		平成17年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ガソリン	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	104,157	74,941	79,671	79,225	79,564	82,913	70,557
	割合(%)	1.6	1.5	1.6	1.5	1.5	1.6	1.5
軽油	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	39,555	35,413	33,151	30,617	29,942	30,536	33,045
	割合(%)	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
灯油	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	266,533	189,902	168,478	159,017	162,084	109,287	97,585
	割合(%)	4.0	3.7	3.3	3.1	3.1	2.2	2.0
A重油	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	869,429	508,531	362,733	341,460	392,679	352,300	329,975
	割合(%)	13.0	9.9	7.1	6.6	7.6	6.9	6.8
プロパンガス	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	131,475	90,381	99,501	98,004	100,083	122,499	91,200
	割合(%)	2.0	1.8	1.9	1.9	1.9	2.4	1.9
電気	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	5,282,014	4,259,570	4,360,408	4,439,830	4,409,969	4,374,803	4,222,837
	割合(%)	78.9	82.6	85.4	86.2	85.2	86.2	87.2
計	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	6,693,163	5,158,738	5,103,942	5,148,153	5,174,321	5,072,338	4,845,199
	割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

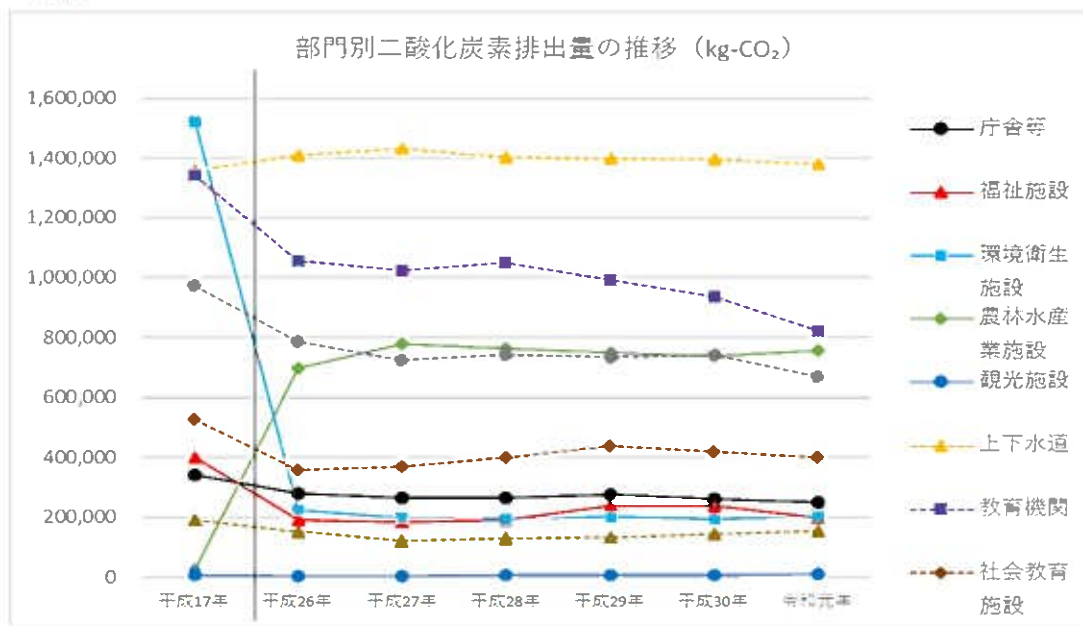
図表 2 - 3 エネルギー源別二酸化炭素排出量の増減割合の推移

区 分		平成17年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ガソリン	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	104,157	74,941	79,671	79,225	79,564	82,913	70,557
	対17年度(%)	-	▲ 28.0	▲ 23.5	▲ 23.9	▲ 23.6	▲ 20.4	▲ 32.3
	対26年度(%)	-	-	6.3	5.7	6.2	10.6	▲ 5.8
軽油	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	39,555	35,413	33,151	30,617	29,942	30,536	33,045
	対17年度(%)	-	▲ 10.5	▲ 16.2	▲ 22.6	▲ 24.3	▲ 22.8	▲ 16.5
	対26年度(%)	-	-	▲ 6.4	▲ 13.5	▲ 15.4	▲ 13.8	▲ 6.7
灯油	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	266,533	189,902	168,478	159,017	162,084	109,287	97,585
	対17年度(%)	-	▲ 28.8	▲ 36.8	▲ 40.3	▲ 39.2	▲ 59.0	▲ 63.4
	対26年度(%)	-	-	▲ 11.3	▲ 16.3	▲ 14.6	▲ 42.5	▲ 48.6
A重油	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	869,429	508,531	362,733	341,460	392,679	352,300	329,975
	割合(%)	-	▲ 41.5	▲ 58.3	▲ 60.7	▲ 54.8	▲ 59.5	▲ 62.0
	割合(%)	-	-	▲ 28.7	▲ 32.9	▲ 22.8	▲ 30.7	▲ 35.1
プロパンガス	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	131,475	90,381	99,501	98,004	100,083	122,499	91,200
	割合(%)	-	▲ 31.3	▲ 24.3	▲ 25.5	▲ 23.9	▲ 6.8	▲ 30.6
	割合(%)	-	-	10.1	8.4	10.7	35.5	0.9
電気	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	5,282,014	4,259,570	4,360,408	4,439,830	4,409,969	4,374,803	4,222,837
	割合(%)	-	▲ 19.4	▲ 17.4	▲ 15.9	▲ 16.5	▲ 17.2	▲ 20.1
	割合(%)	-	-	2.4	4.2	3.5	2.7	▲ 0.9
計	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	6,693,163	5,158,738	5,103,942	5,148,153	5,174,321	5,072,338	4,845,199
	割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 3 部門別二酸化炭素排出量

部門別に二酸化炭素排出量の推移をみると、令和元年度では上下水道が1,383,357kg-CO<sub>2</sub>と最も多く、次いで教育機関820,157kg-CO<sub>2</sub>、農林水産業施設755,670kg-CO<sub>2</sub>、社会体育施設667,795kg-CO<sub>2</sub>の順となっています。

図表2-4



区分		平成17年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	合計
庁舎等	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	341,960	279,023	264,506	265,955	276,951	262,342	250,314	1,941,051
	割合(%)	5.1	5.4	5.2	5.2	5.4	5.2	5.2	
福祉施設	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	401,779	190,216	185,836	191,017	240,243	240,641	200,327	1,650,059
	割合(%)	6.0	3.7	3.6	3.7	4.6	4.7	4.1	
環境衛生施設	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	1,523,109	223,893	200,765	194,676	201,036	193,748	201,079	2,738,306
	割合(%)	22.8	4.3	3.9	3.8	3.9	3.8	4.2	
農林水産業施設	農林水産業	26,873	696,696	776,328	762,695	748,213	736,615	755,670	4,503,090
	割合(%)	0.4	13.5	15.2	14.8	14.5	14.5	15.6	
観光施設	観光施設	8,925	5,145	4,286	6,980	9,557	7,335	12,549	54,777
	割合(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.3	
上下水道	上下水道	1,360,273	1,413,267	1,433,575	1,405,524	1,402,301	1,395,773	1,383,357	9,794,070
	割合(%)	20.3	27.4	28.1	27.3	27.1	27.5	28.6	
教育機関	教育機関	1,341,851	1,054,539	1,022,356	1,049,307	991,917	935,054	820,157	7,215,181
	割合(%)	20.0	20.4	20.0	20.4	19.2	18.4	16.9	
社会教育施設	社会教育施設	524,123	360,518	372,784	399,744	438,924	417,241	399,114	2,912,448
	割合(%)	7.8	7.0	7.3	7.8	8.5	8.2	8.2	
社会体育施設	社会体育施設	972,518	784,792	723,127	741,161	732,192	741,132	667,795	5,362,717
	割合(%)	14.5	15.2	14.2	14.4	14.2	14.6	13.8	
消防施設	消防施設	191,752	150,649	120,379	131,094	132,987	142,457	154,837	1,024,155
	割合(%)	2.9	2.9	2.4	2.5	2.6	2.8	3.2	



図表2-5は、部門別に排出量の増減割合をみたものです。平成17年度と令和元年度の比較では、環境衛生施設と農林水産業が大幅な増減となっていますが、これは食肉事業センターの分類変更によるものです。そのほかでは、福祉施設(▲50.1%)、教育機関(▲38.9%)、社会教育施設(▲31.3%)が30%以上の減少となっています。増加しているのは、観光施設の40.6%です。

平成26年度と令和元年度の比較では、教育機関(▲22.2%)、社会体育施設(▲14.9%)などが減少しています。教育機関については、こども園への施設統廃合の影響によるものです。また、社会体育施設については、笠郷町民体育館及び池辺町民体育館の廃止の影響によるものです。

図表2-5

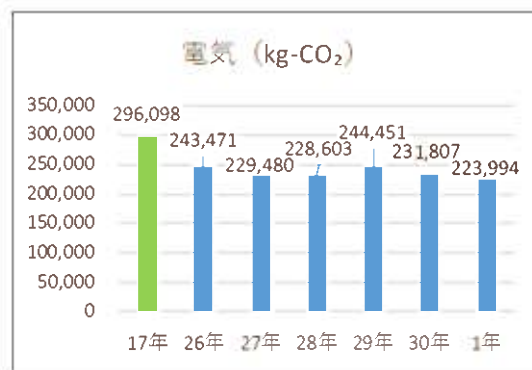
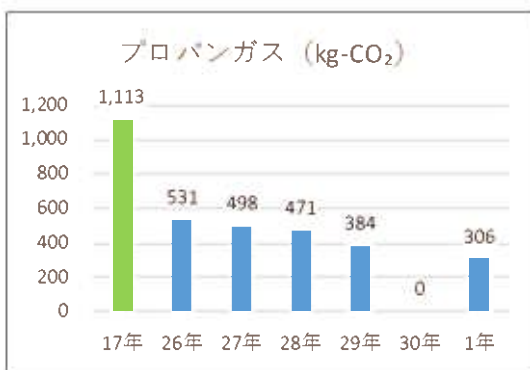
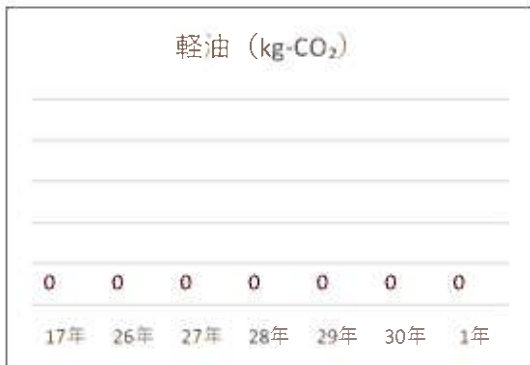
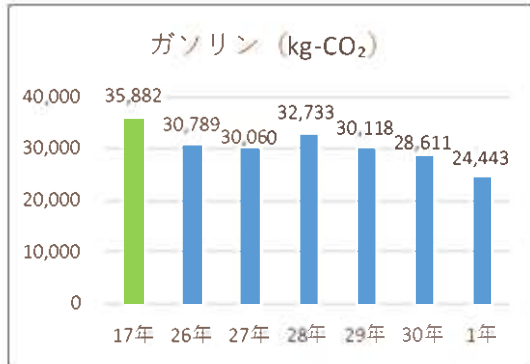
区分(部門別)	平成17年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
庁舎等	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	341,960	279,023	264,506	265,955	276,951	262,342	250,314
	対17年度(%)		▲18.4	▲22.7	▲22.2	▲19.0	▲23.3	▲26.8
	対26年度(%)			▲5.2	▲4.7	▲0.7	▲6.0	▲10.3
福祉施設	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	401,779	190,216	185,836	191,017	240,243	240,641	200,327
	対17年度(%)		▲52.7	▲53.7	▲52.5	▲40.2	▲40.1	▲50.1
	対26年度(%)			▲2.3	0.4	26.3	26.5	5.3
環境衛生施設	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	1,523,109	223,893	200,765	194,676	201,036	193,748	201,079
	対17年度(%)		▲85.3	▲86.8	▲87.2	▲86.8	▲87.3	▲86.8
	対26年度(%)			▲10.3	▲13.0	▲10.2	▲13.5	▲10.2
農林水産業施設	農林水産業	26,873	696,696	776,328	762,695	748,213	736,615	755,670
	対17年度(%)		2492.6	2788.9	2738.1	2684.3	2641.1	2712.0
	対26年度(%)			11.4	9.5	7.4	5.7	8.5
観光施設	観光施設	8,925	5,145	4,286	6,980	9,557	7,335	12,549
	対17年度(%)		▲42.4	▲52.0	▲21.8	7.1	▲17.8	40.6
	対26年度(%)			▲16.7	35.7	85.8	42.6	143.9
上下水道	上下水道	1,360,273	1,413,267	1,433,575	1,405,524	1,402,301	1,395,773	1,383,357
	対17年度(%)		3.9	5.4	3.3	3.1	2.6	1.7
	対26年度(%)			1.4	▲0.5	▲0.8	▲1.2	▲2.1
教育機関	教育機関	1,341,851	1,054,539	1,022,356	1,049,307	991,917	935,054	820,157
	対17年度(%)		▲21.4	▲23.8	▲21.8	▲26.1	▲30.3	▲38.9
	対26年度(%)			▲3.1	▲0.5	▲5.9	▲11.3	▲22.2
社会教育施設	社会教育施設	524,123	360,518	372,784	399,744	438,924	417,241	399,114
	対17年度(%)		▲31.2	▲28.9	▲23.7	▲16.3	▲20.4	▲23.9
	対26年度(%)			3.4	10.9	21.7	15.7	10.7
社会体育施設	社会体育施設	972,518	784,792	723,127	741,161	732,192	741,132	667,795
	対17年度(%)		▲19.3	▲25.6	▲23.8	▲24.7	▲23.8	▲31.3
	対26年度(%)			▲7.9	▲5.6	▲6.7	▲5.6	▲14.9
消防施設	消防施設	191,752	150,649	120,379	131,094	132,987	142,457	154,837
	対17年度(%)		▲21.4	▲37.2	▲31.6	▲30.6	▲25.7	▲19.3
	対26年度(%)			▲20.1	▲13.0	▲11.7	▲5.4	2.8
合計	総排出量	6,693,163	5,158,738	5,103,942	5,148,153	5,174,321	5,072,338	4,845,199
	対17年度(%)		▲22.9	▲23.7	▲23.1	▲22.7	▲24.2	▲27.6
	対26年度(%)			▲1.1	▲0.2	0.3	▲1.7	▲6.1

#### 4 部門別・エネルギー源別二酸化炭素排出量

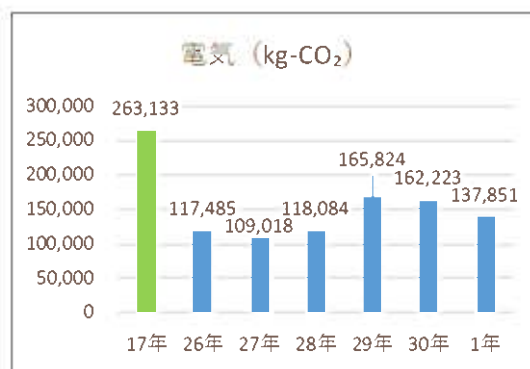
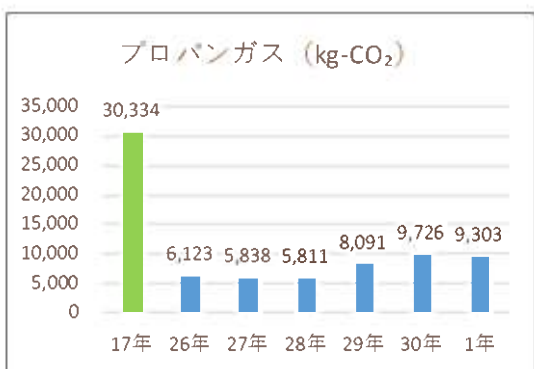
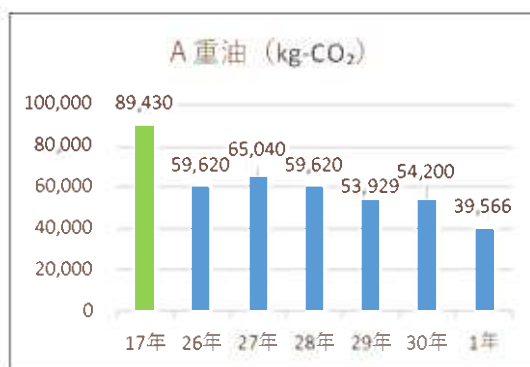
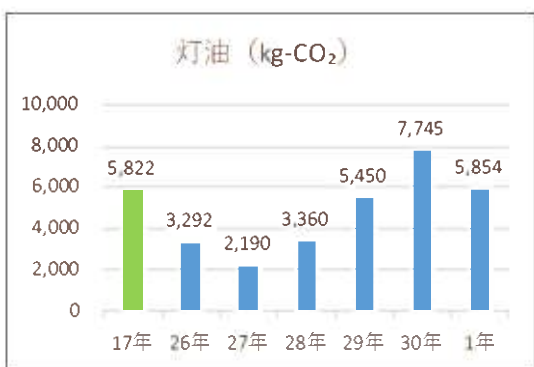
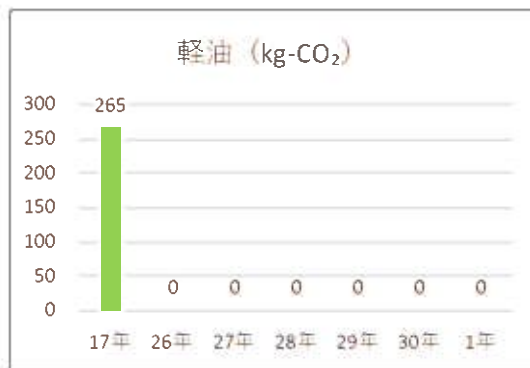
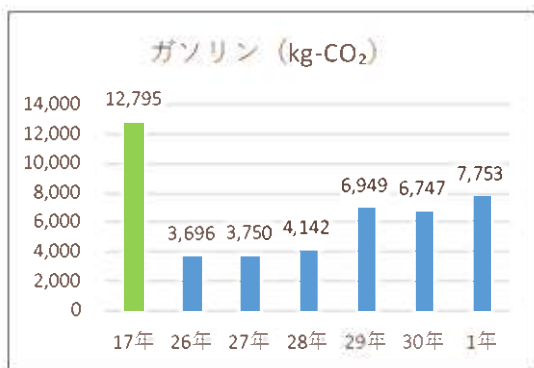
図表2-6は、部門別にエネルギー源別の二酸化炭素排出量の推移をみたものです。

庁舎等の排出量は、平成26年以降横ばい状態にありましたが、令和元年度は電気使用量が減少し、全体としても平成26年度の排出量を下回りました。

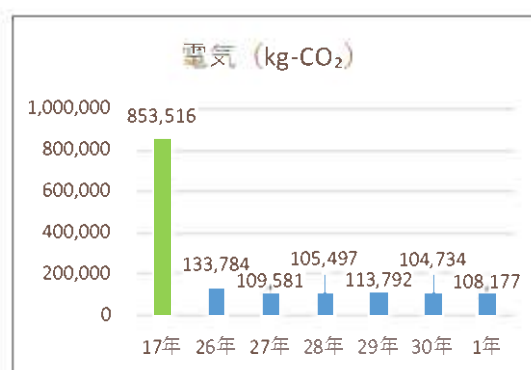
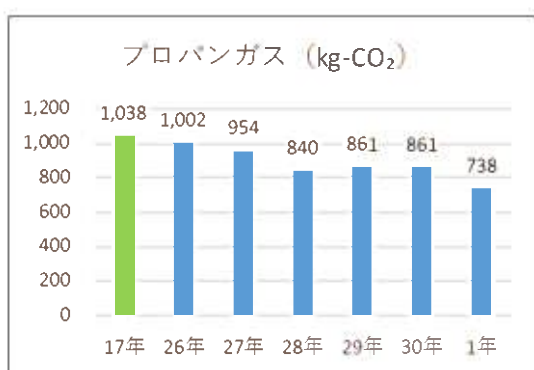
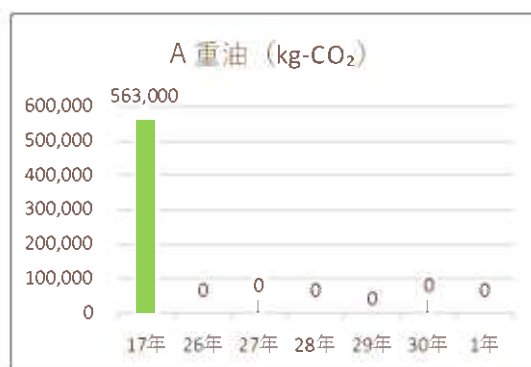
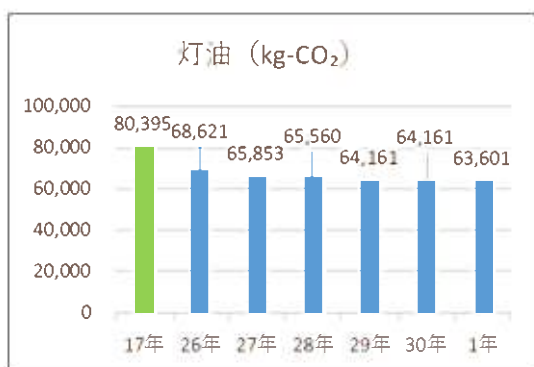
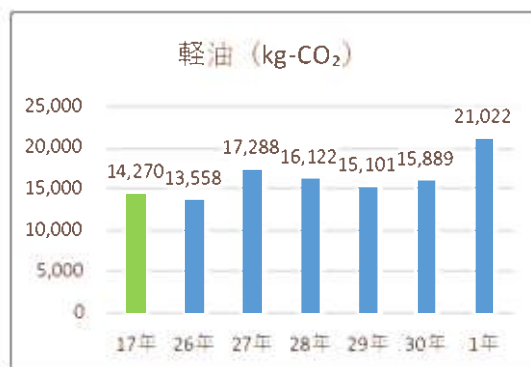
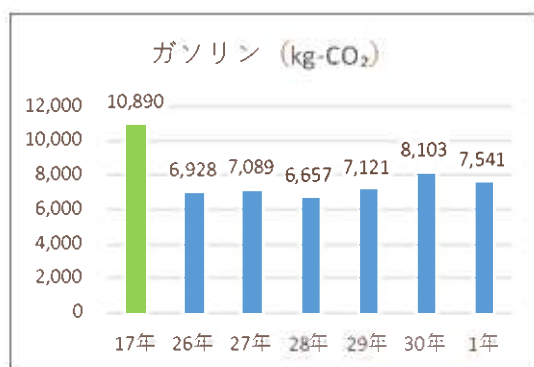
##### ① 庁舎等



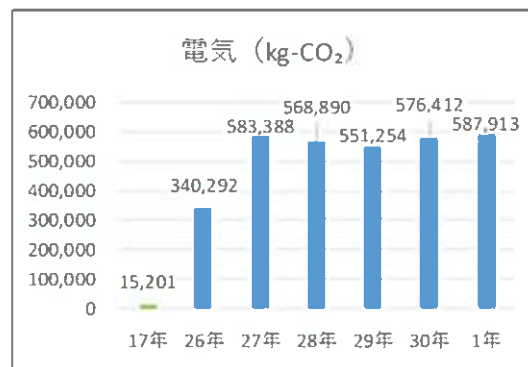
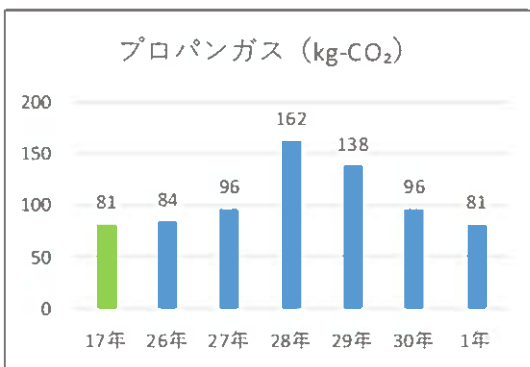
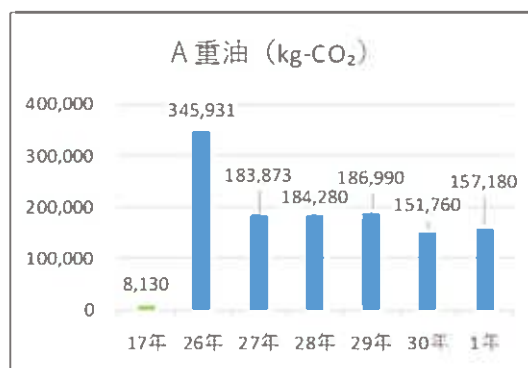
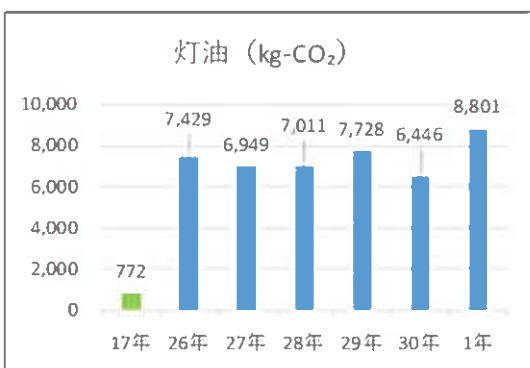
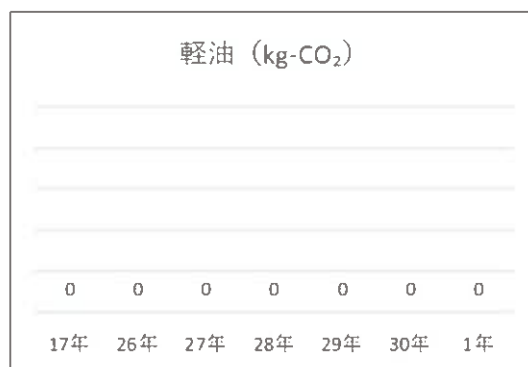
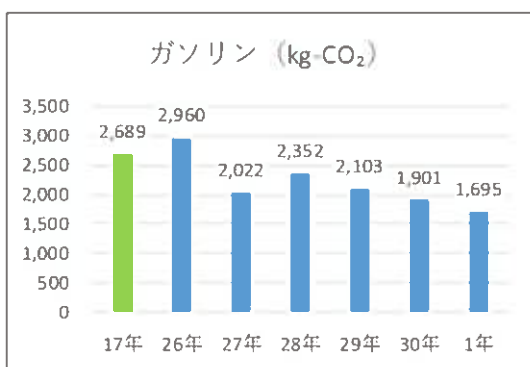
福祉施設の排出量は、平成26年以降増加傾向にありましたが、令和元年度は電気使用量が減少し、全体としても減少に転じました。



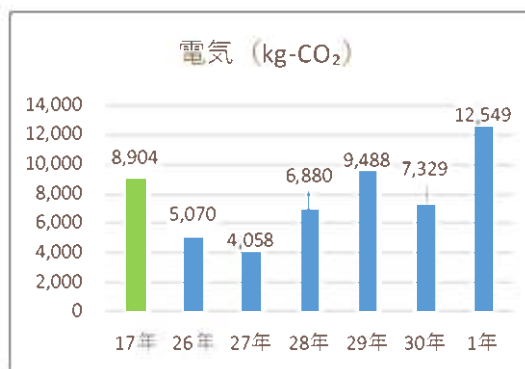
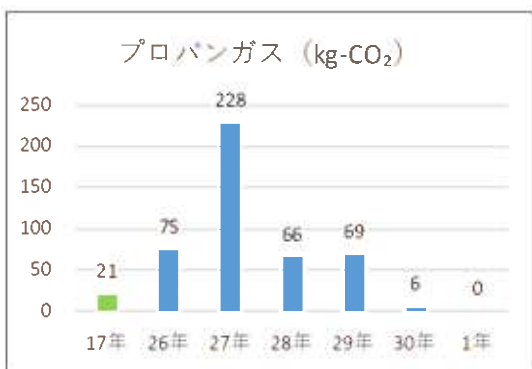
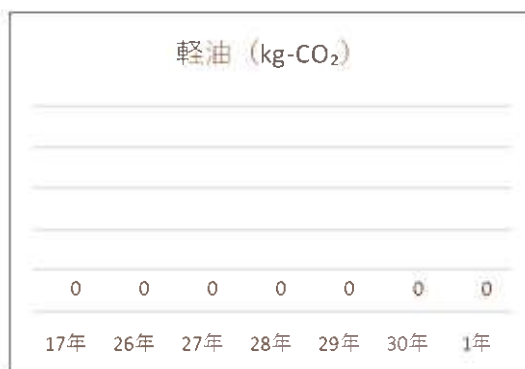
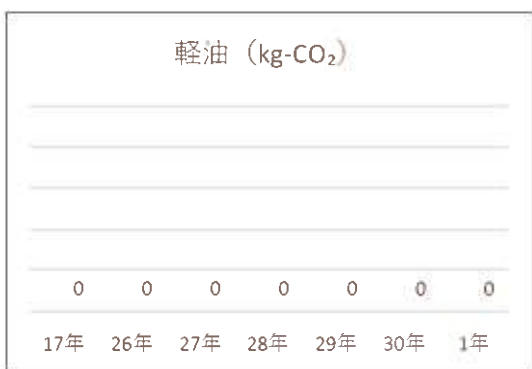
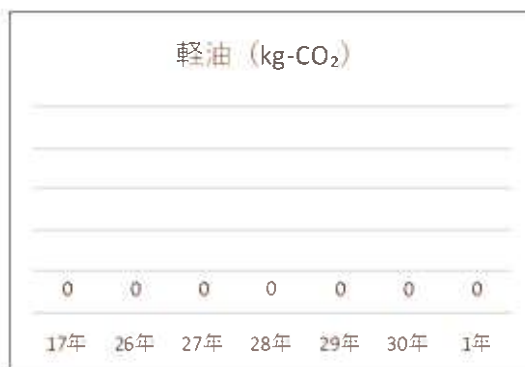
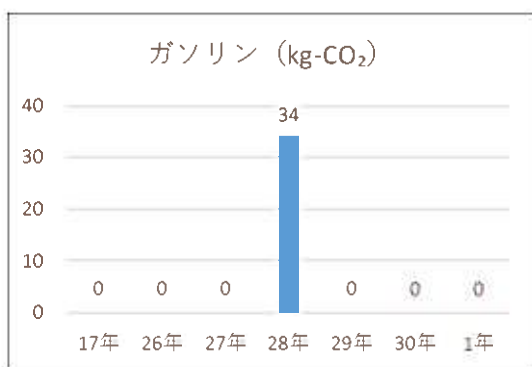
環境衛生施設の排出量は、食肉事業センターの分類を環境衛生施設から農林水産業施設に変更（平成25年度）したことにより、A重油の使用がなくなり、電気の排出量も大幅に減少しました。平成26年度以降は、概ね横ばい状態となっています。



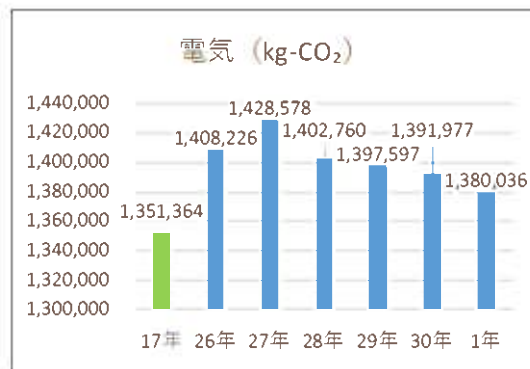
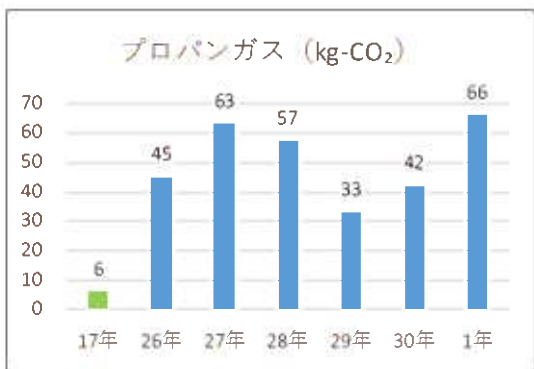
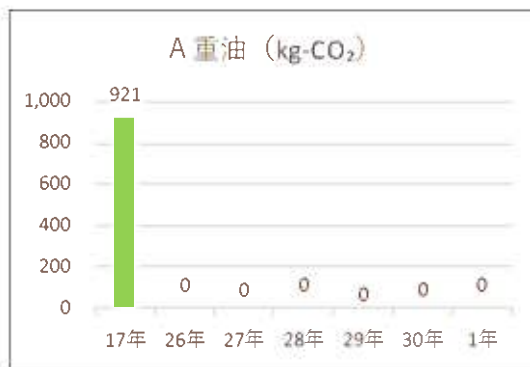
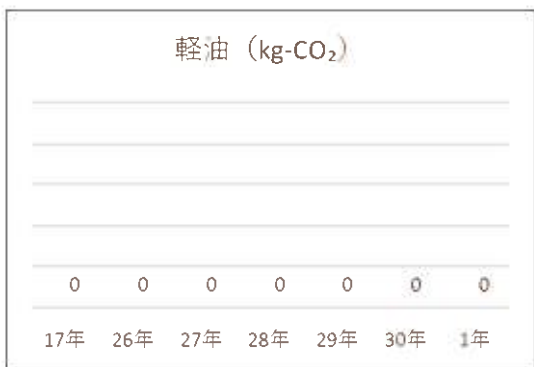
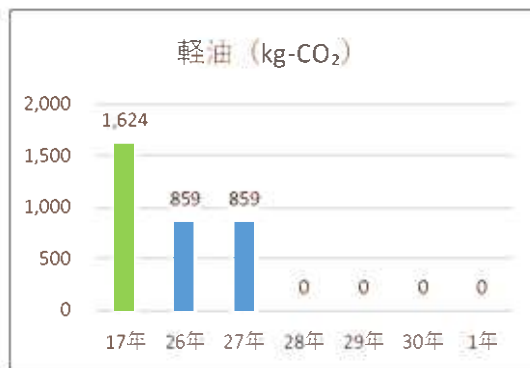
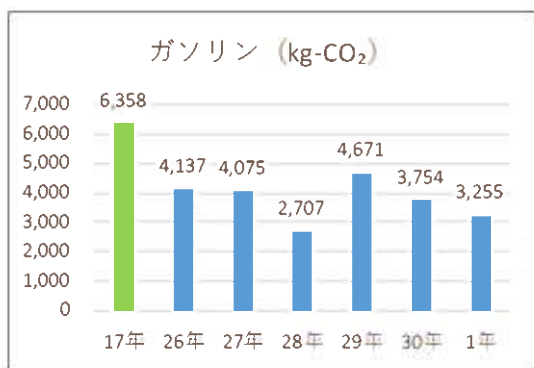
農林水産業施設の排出量は、食肉事業センターの分類を環境衛生施設から農林水産業施設に変更(平成25年度)したことにより、A重油、電気の排出量が大幅に増加しました。平成26年度以降は、概ね横ばい状態となっています。



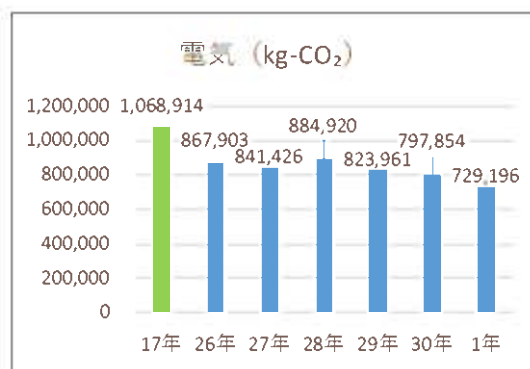
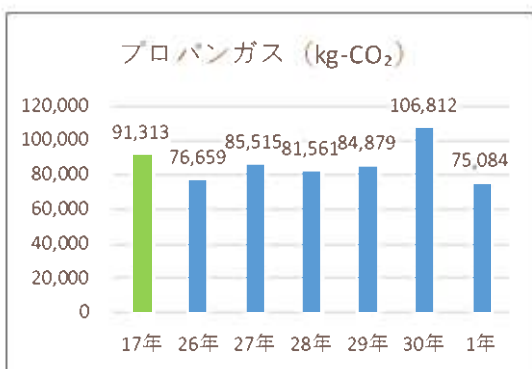
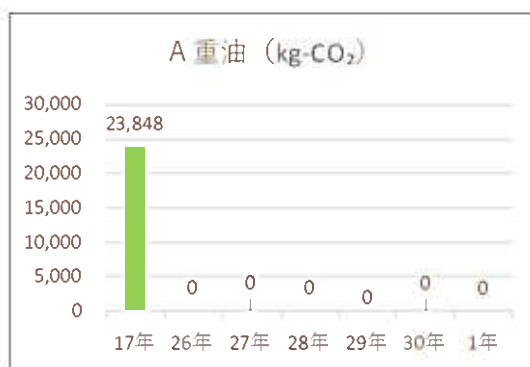
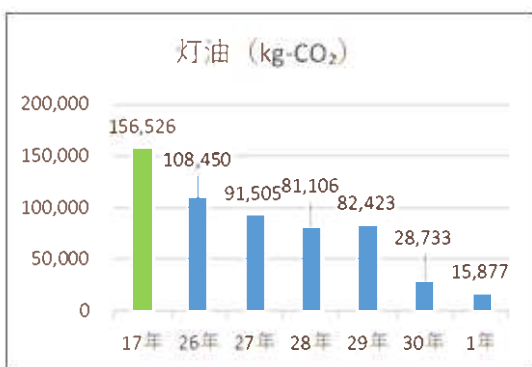
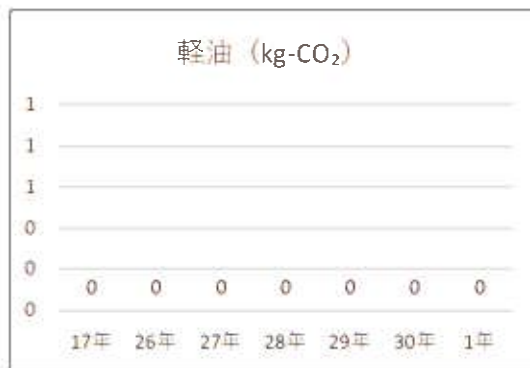
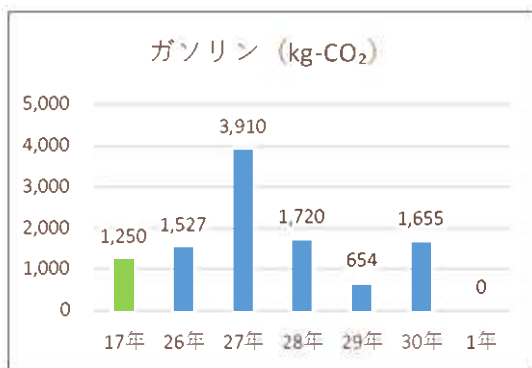
観光施設の排出量は、ほぼ電気によるものですが、年度による増減がみられます。



上下水道の排出量は、平成27年度以降、わずかに減少傾向にあります。

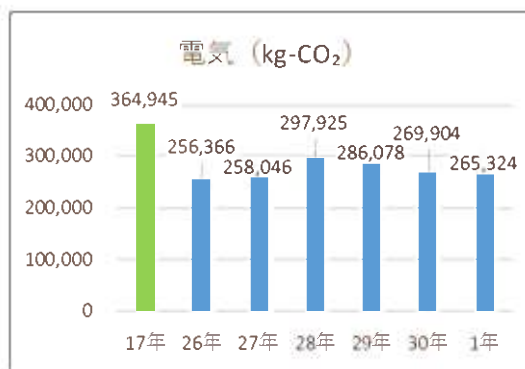
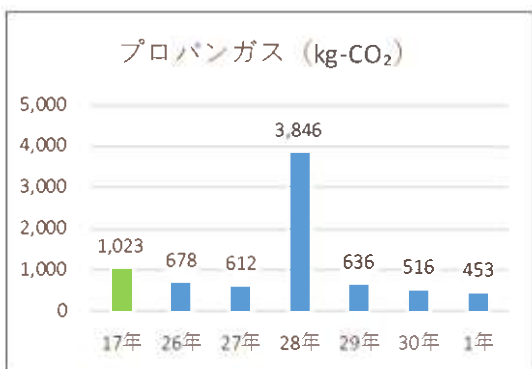
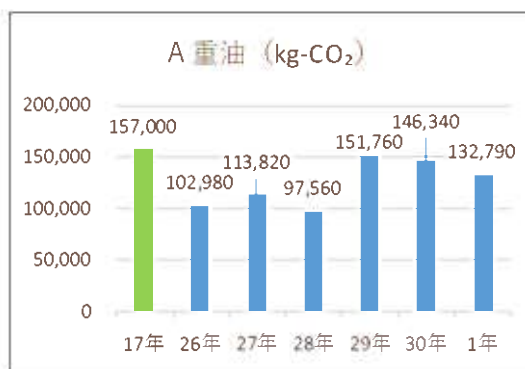
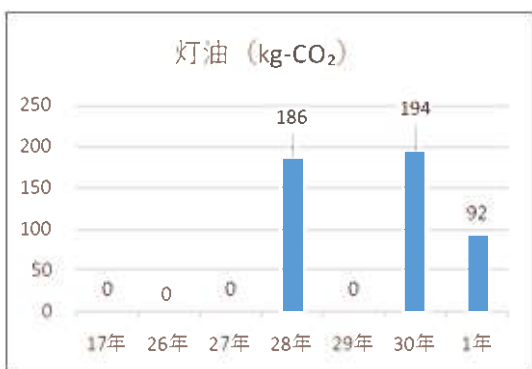
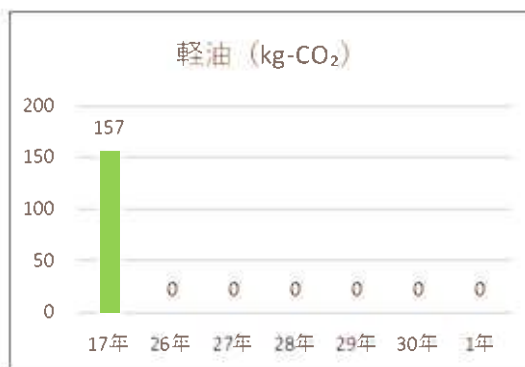
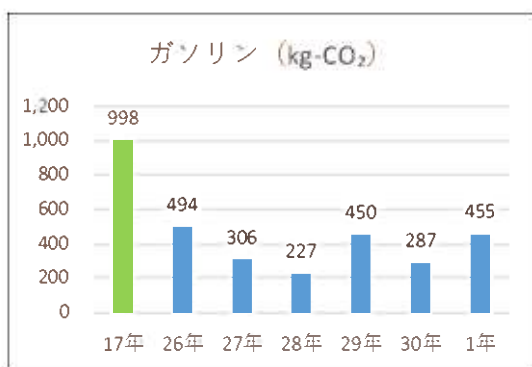


教育機関の排出量は、灯油が減少しており、プロパンガスは年度による増減がみられません。平成26年度以降電気が減少しており、全体としても緩やかな減少傾向にあります。

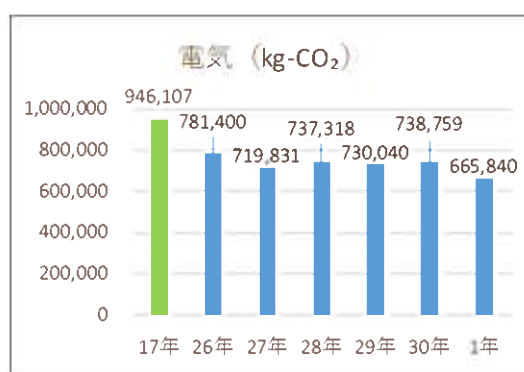
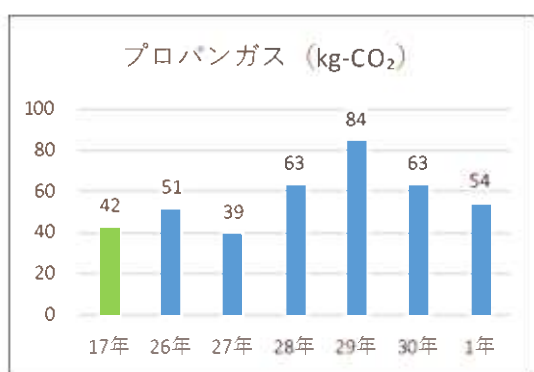
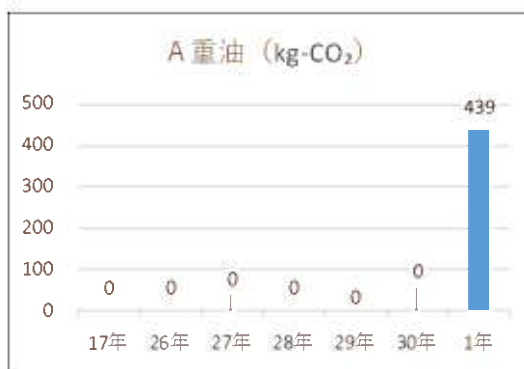
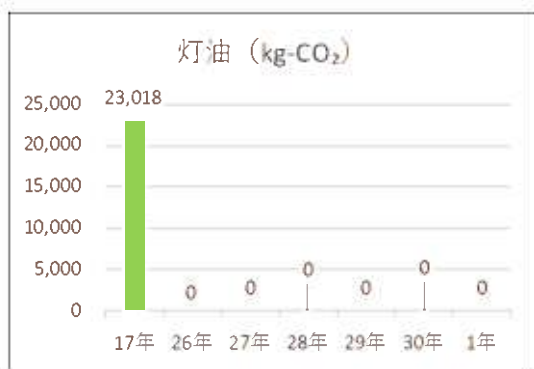
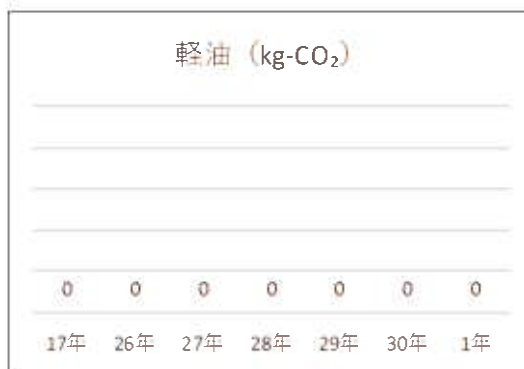
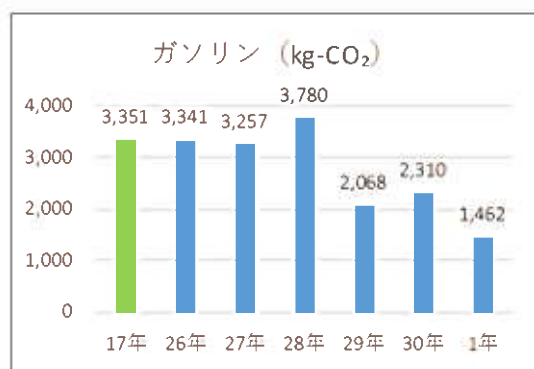




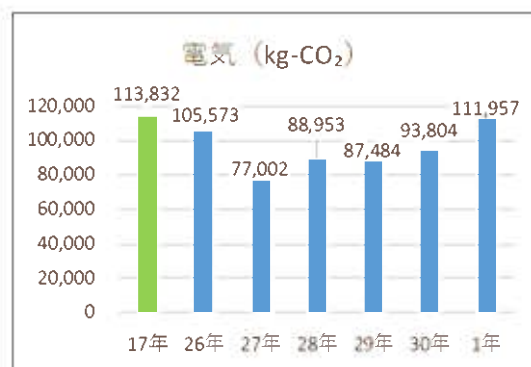
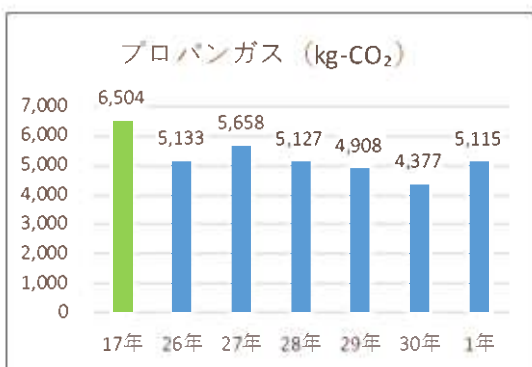
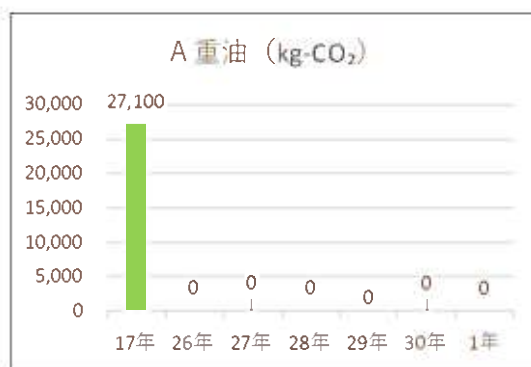
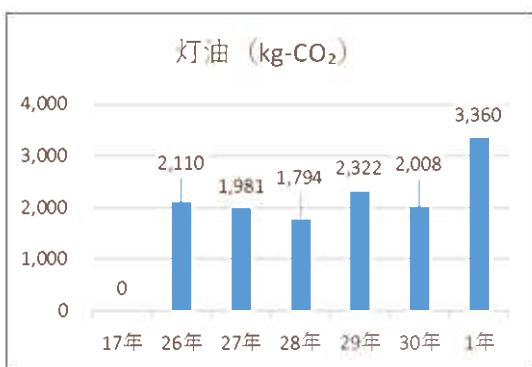
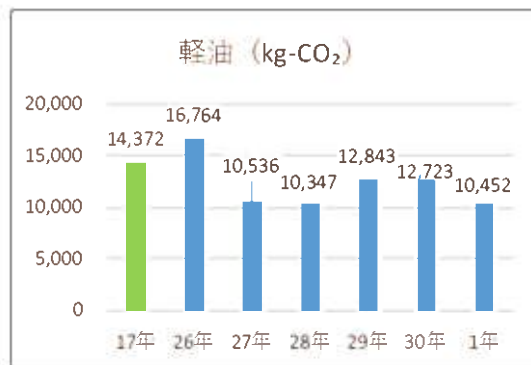
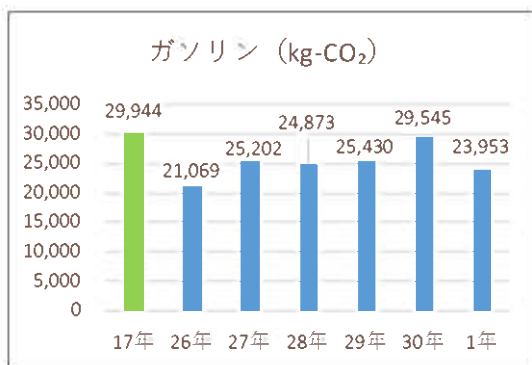
社会教育施設の排出量は、平成26年度以降はほぼ横ばい状態にあります。



社会体育施設の排出量は、令和元年度は電気使用量が減少し、全体としても平成26年度の排出量を下回りました。これは、笠郷町民体育館や池辺町民体育館の施設廃止等の影響によるものです。



消防施設の排出量は、平成26年度以降わずかに減少傾向にありましたが、令和元年度は平成26年度と同程度となっています。



### 第3章 計画の目標

#### 1 基本的な考え方

○職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、温室効果ガスの削減や、省エネルギー・省資源に取り組みます。

○本町の事務事業における二酸化炭素排出量の80%以上を電気が占めており、継続的な改善を行いながら節電対策を推進していきます。

○地球温暖化対策という視点に加え、省エネルギー・省資源、さらには行財政改革の視点を踏まえて、調整を図りながら連携して取組を推進します。

○温室効果ガス排出量の状況を公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

## 2 計画の対象範囲

### (1) 対象施設

温室効果ガス排出量の算定対象は、原則として養老町の全ての事務・事業及び町が所有する全ての施設（公用車等の付属物を含む）とします。主な対象施設は次のとおりです。

図表3-1 対象施設一覧

No.	対象施設等	分類	No.	対象施設等	分類	
1	役場本庁舎	庁舎等	54	養老小学校	教育機関	
2	露原自治会館		55	広幡小学校		
3	企画政策課管理公用車		56	上多度小学校		
4	一括管理公用車		57	池辺小学校		
5	税務課管理公用車		58	笠原小学校		
6	建設課管理公用車		59	養北小学校		
7	養老こども園	福祉施設	60	日吉小学校		
8	広幡こども園		61	高田中学校		
9	船附こども園		62	東部中学校		
10	養北こども園		63	中央公民館		社会教育施設
11	日吉こども園		64	中央公民館管理公用車		
12	こま江の教室		65	高田公民館		
13	心身障害者福祉センター		66	上多度公民館		
14	せまがし坂田教室		67	日吉公民館墨原分室		
15	老人福祉センター		68	養老公民館（自治会館）		
16	保健センター		69	広幡公民館（自治会館）		
17	地域包括支援センター		70	池辺公民館（自治会館）		
18	健康福祉課管理公用車		71	小畑公民館（自治会館）		
19	心身障害者福祉センター管理公用車		72	赤雲公民館（自治会館）		
20	保健センター管理公用車		73	日吉公民館（自治会館）		
21	地域包括支援センター管理公用車		74	図書館		
22	福祉センター		75	町民会館		
23	児童館		76	農村労働福祉センター		
24	福寿荘		77	山口会館		
25	福祉センター管理公用車		78	国際学習会館		
26	養老湯		79	ふれあいセンター養老	社会体育施設	
27	遺囑典		80	総合体育館		
28	生活環境課管理公用車	環境衛生施設	81	中央公園（親水公園含む）		
29	遺囑典管理公用車		82	スマイルグラウンド		
30	食肉事業センター	農村水産業施設等	83	スポーツプラザ養老		
31	食肉事業センター管理公用車			84		東部町民体育館
32	農村水産課管理公用車			85		町民がこえコート
33	笠原乾菜改善センター			86		スポーツ振興課管理公用車
34	ふくまき会館	観光施設	87	総合体育館管理公用車		
35	養老キャンプセンター			88		スポーツプラザ養老管理公用車
36	孝子館			89	養老消防署	消防施設
37	中部浄化センター	上下水道施設	90	上百津消防署		
38	上多度浄化センター			91	南部分駐所	
39	大場コミュニティプラント			92	消防自動車	
40	上水道第1ポンプ場					
41	上水道第2ポンプ場					
42	上水道第3ポンプ場					
43	上水道第4ポンプ場					
44	西部簡易水道第1					
45	西部簡易水道第2					
46	養老中継ポンプ場					
47	高井中継ポンプ場					
48	怡尾増庄					
49	西小倉浄水					
50	養老配水池					
51	毛富配水池					
52	西小倉配水池					
53	水道課管理公用車					

(2) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律の対象となる温室効果ガスは0に掲げるとおりですが、養老町の事務・事業から発生する温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素を対象とします。

図表3-2 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。	
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。	
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> ) (平成27年4月1日以降)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

\*実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFC及びPFCは物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は施行令に掲げられている。

資料：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」平成26年3月、環境省

### 3 計画の目標

#### (1) 温室効果ガス排出量の削減目標

この計画では、令和7年度までに、養老町の事務・事業にともなう二酸化炭素の排出量を、平成17年度（基準年度）に対して29.8%削減することを目標とします。これは、平成26年度に対しては8.9%の削減、令和元年度に対しては3.0%の削減となります。

図表3-3 二酸化炭素の排出量の削減目標

区 分	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	削減割合 (%)		
		対 平成17年度	対 平成26年度	対 令和元年度
基準年度 平成17年度	6,693,163			
平成26年度	5,158,738	22.9		
令和元年度	4,845,199	27.6	6.1	
目 標 令和7年度	4,699,843	29.8	8.9	3.0

#### (2) 目標設定の考え方

養老町では、平成28年3月に作成した「養老町地球温暖化対策実行計画」に沿って、町の事務・事業にともなう二酸化炭素の排出量の削減に取り組んできました。また、エネルギーの使用の合理化、行政経費の節減・効率化等の観点も踏まえて取り組んできた結果、基準年度（平成17年度）に対して25.5%削減する目標を上回り、令和元年度で27.6%の削減を達成しています。ただし、平成27年度以降は増減を繰り返している状況です。

今後は、施設の建て替え・統廃合や空調機器・照明機器の取り替えなど大規模な変更がないと、急激な削減は難しいと考えられます。引き続き、毎年0.5%程度の削減を目標として取り組み、国が目標として掲げている令和12年度の削減目標（平成17年度比25.4%削減）を確実に達成するとともに、可能な限り削減に努めることとします。

## 第4章 目標達成に向けた具体的な取組

### 1 日常業務に関する取組

職員が日常業務において行う節電や燃料の使用抑制は、個々の削減効果は大きくありませんが、全ての職員が共通のルールとして理解し、全庁的な取組として展開することにより、着実に温室効果ガスの排出量を削減していきます。

取組	取組の内容
照明の適正な使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーン照明、照明の間引き使用等、引き続き過剰な照明の点灯を避け、節電を推進する。</li> <li>・来客者等の安全に配慮しながら、照明等の節電を継続する。</li> <li>・昼休み中は来客スペース以外は消灯する。</li> <li>・個別照明の配布等を検討する。</li> <li>・光量調整にブラインド等を活用する（種類等の検討）</li> <li>・「ノー残業デー」の定時退庁を励行するなど、時間外勤務を縮減する。</li> </ul>
室内の温度管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーテン、ブラインド、すだれ、断熱フィルム等を上手に使う。</li> <li>・夏場のグリーンカーテンを推進する（ひょうたん、朝顔等）。</li> <li>・従来の運用を踏襲し、極力空調の使用を控える（冷房28度、暖房20度を目安）。</li> <li>・クールビズ、ウォームビズを実施する。</li> <li>・サーキュレーター等を使用して室内の温度のむらをなくす。</li> </ul>
事務機器の適正な使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務機器は省電力設定とする。</li> <li>・事務機器は未使用時には電源を落とすよう意識させる。</li> <li>・パソコンを使用しないときは、スリープ設定を活用又は電源を切る。</li> </ul>
公用車の適切な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急発進・急加速をしないエコドライブを徹底する。</li> <li>・信号以外で長期間停車するときはアイドリングストップを心がける。</li> <li>・相乗りなどの効率的な利用や、近距離移動時における徒歩を励行する。</li> <li>・公用自転車を導入する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の運搬など必要な場合を除き、エレベーターの使用を控える。</li> <li>・給湯器の給湯温度を適切に設定する。</li> <li>・冷蔵庫の台数を減らす。</li> <li>・節水を心がける（手洗い、トイレなど）。</li> </ul>



## 2 省資源に関する取組

温室効果ガス排出量の削減に間接的に寄与する、省資源、グリーン購入、廃棄物減量に関する取組等を推進します。

取 組		取組の内容
用紙類の再 利用と 利用削減	用紙類の再 利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入法適用のリサイクルP P Cを使用する。</li> <li>・封筒等を再利用する。</li> <li>・罫内文書は、個人情報が含まれない印刷ミス用紙の裏紙再利用を促進し、用紙消費を抑制する。</li> </ul>
	案内などの はがき化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信費抑制のためにも順次、はがきを使用した案内文書に切替える。</li> </ul>
	電子回覧な どのペー パーレス化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子回覧等の対応を進める。</li> <li>・文書の発送は、可能な限り電子メールを活用する。</li> <li>・会議資料等について、プロジェクターやタブレットの使用等を検討する。</li> <li>・会議資料等は、簡素化を図り、配布枚数の削減を図る。</li> <li>・割り付け縮小コピー、スキャナー取り込み等によりコピー枚や紙の消費量の削減を図る。</li> <li>・印刷物の作成にあたっては、必要最小限の部数に止める。</li> <li>・文書・書類の印刷ミスを減らす。</li> <li>・文書の校正は、可能な限りパソコン画面上で行う。</li> </ul>
リサイクル商品（消耗 品）の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した消耗品の購入を推進する。</li> <li>・詰め替えができるものを使用する。</li> </ul>	
廃棄物の減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別、再資源化を徹底する。</li> <li>・ファイル類を再利用する。</li> </ul>	

### 3 設備機器の運用改善に関する取組

施設で運用している設備・機器の運用改善、運転制御などの工夫により、温室効果ガスの排出量を削減していきます。

取組	取組の内容
照明の個別化	・ 残業時の照明の個別化、LED化を進める。
空調の個別設定	・ 電源を分岐させ間引き運転することによる消費電力抑制について検討する。
上下水道ポンプの効率化	・ 給水需要の少ない夜間に第2ポンプ場を停止し、第4ポンプ場から自然流下による配水を行った結果、前年比で19～22%の二酸化炭素排出量の削減に成功した。夜間だけでなく給水需要の少ない時間帯を見極めポンプ場の稼働時間を減らせるように取り組んでいく。

### 4 庁舎・施設の設備・機器の導入、更新に関する取組

施設の新設・改修時や老朽化した設備・機器等を更新するにあたり、従来よりも高効率のものを導入することにより、温室効果ガスの排出量削減に努めます。ただし、大きな削減効果が見込まれる半面、応分の費用が必要となるため、必要な情報の収集に努め、長期的な視野に立って計画的に推進します。

取組	取組の内容
施設の新築時等における配慮	・ 施設の新設、改修等を行う際には、環境に配慮した工事を行うとともに、環境負荷の低減に配慮した施設の整備を進める。
LED照明への変更	・ 随時、低消費電力のLED照明への変更、人感センサー付き照明への変更を進める。導入コストは、増加するが中長期的には同等又は電気料金削減に繋がると推測する。
個別設置空調の活用	・ 必要なとき、必要な時間に利用できる個別設置の空調を効率運用する。
エコ効果の高いOA機器の導入	・ エコモードを搭載するなどエコ効果の高いOA機器の導入を、備品更新時に推進する。ランニングコストをよく比較検討する。
公用車の次世代自動車等への更新	・ 公用車の更新時に、ハイブリッド自動車・電気自動・燃料電池車などの次世代自動車や、小型車への更新を図る。 ・ アイドリングストップ可能な車種への切替を検討する。
自家発電装置の活用	・ 自家発電装置を効率的に運用する。

## 5 職員の意識向上

全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるためには、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、継続的な意識啓発に努めます。

取組	取組の内容
職員等の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境ポスターの掲示や環境パンフレットの配架を行う。</li><li>・職員向け説明会や研修会など、様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進する。</li></ul>
職員への情報発信	<ul style="list-style-type: none"><li>・各課等の所管施設等でのエネルギー使用量や、取組とその削減効果の具体的な数値を示すなど、職員への情報発信を行う。</li></ul>
講習等への参加	<ul style="list-style-type: none"><li>・地球温暖化対策研修会、エネルギー管理講習等への、職員の積極的な参加を進める。</li></ul>
推進担当者の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係部署に「推進担当者」を配置し、全庁的に計画を推進する。</li></ul>

# 計画の推進

## 1 推進担当者の設置

計画を着実に推進するため、各部署に「推進担当者」を設置し、毎年度定期的に、各部署の実績、取組状況及び課題等を把握します。

なお、地球温暖化対策という視点と同時に、行政経費の節減・効率化という行財政改革の視点を踏まえて、関係部署と連携して施策を推進します。

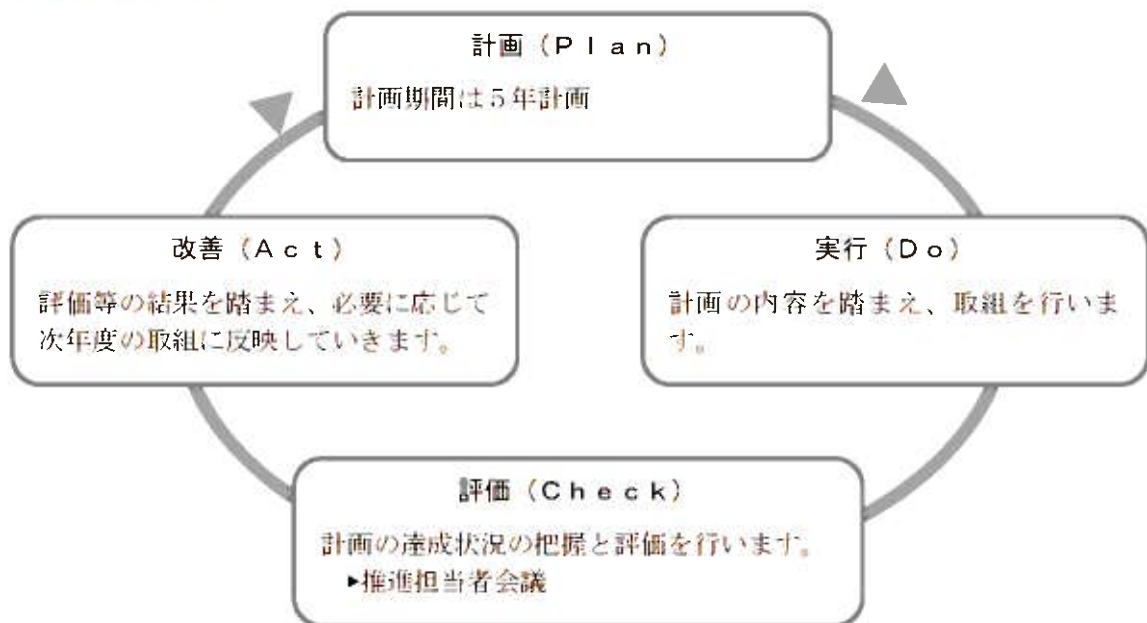
## 2 実績のとりまとめと公表

二酸化炭素の排出量、エネルギーの使用量については、毎年度とりまとめを行い、広報紙、ホームページ等に掲載して公表します。

## 3 計画の進行管理

生活環境課を中心に、「推進担当者」と連携して、PDCAサイクルを基本に進行管理を行います。

PDCAサイクル



#### 4 計画の見直し

この計画の期間は5年間であり、計画の最終年度である令和7年度に令和6年度の実績を基に評価し、目標や取組の見直しを行います。

なお、国や県の動向を踏まえて、必要に応じて随時見直しを行います。